

宇土高等学校部活動に係る活動方針

令和2年5月

1 本校の部活動

〔体育部〕陸上競技 水泳 バレーボール バスケットボール 柔道 剣道 ソフトテニス 卓球
バドミントン 野球 弓道 サッカー ハンドボール ソフトボール テニス ヨット
〔文化部〕科学 美術 書道 食物 茶道 華道 放送 文芸 英語 吹奏楽 和太鼓

2 練習等

(1) 練習については生徒の安全確保を最優先する。熱中症や落雷等、生徒の健康や安全に十分配慮を行う。

(2) 練習日・練習時間等

ア 1週間の練習日は5日以内とする。このうち、毎週火曜日は完全休養日（体育館ローテーション、天候等によるグラウンド状況によりこの限りではない）とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週、または次週に振替休養日を設けることとする。

イ 1日の練習時間は長くとも2時間半、学校の休業日は3時間程度とする。（移動、準備、後片付けは含まない）なお、朝練習は行わないこととする。

ウ 定期考査前1週間は練習を中止とする。ただし、高体連・高野連・高文連の主催・共催大会が考査終了後1週間以内にある場合は1時間程度の練習ができる。

エ 完全下校時刻を以下のように定め、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

平日 19:00

休業日及び長期休業中 17:00

オ 種目の特性や競技力の維持等による練習時間の延長については、部顧問会で協議を行い、校長の許可を得ることとする。ただし、その場合でも休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。

3 大会参加等

(1) 練習試合や合宿等

練習試合への参加や合宿等の実施については、顧問が1週間前までに計画（期日・時間、場所、相手等明記）、各種届けを校長に提出し承認を得る。

(2) 競技会、発表会、展覧会等

各種競技会、発表会等への参加は高体連・高文連主催大会を原則とする。その他の団体が主催する大会への出場、参加活動については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も1週間前までに参加計画書（大会名、主催者、大会期日、会場及び引率等明記）を校長に提出し承認を得る。

4 その他

(1) 部活動顧問会議・校内委員会

ア 年度始めの他、定期的に顧問会議を実施し共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

イ 教職員、保護者、地域の方々で構成した校内委員会による会議を実施し、適正な部活動の推進を図る。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等の徴収やその取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、文書で保護者に報告する。

(3) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、学校ホームページに掲載することとする。また、活動実績を活用し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。